

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成二十五年東京都条例第十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三十条まで（現行のとおり） （自転車貨物運送事業者の登録等）</p> <p>第三十一条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 一年以上の拘禁刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの</p> <p>四から六まで（現行のとおり）</p> <p>3から5まで（現行のとおり）</p> <p>第三十二条から第四十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三十条まで（略） （自転車貨物運送事業者の登録等）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの</p> <p>四から六まで（略）</p> <p>3から5まで（略）</p> <p>第三十二条から第四十一条まで（略）</p>